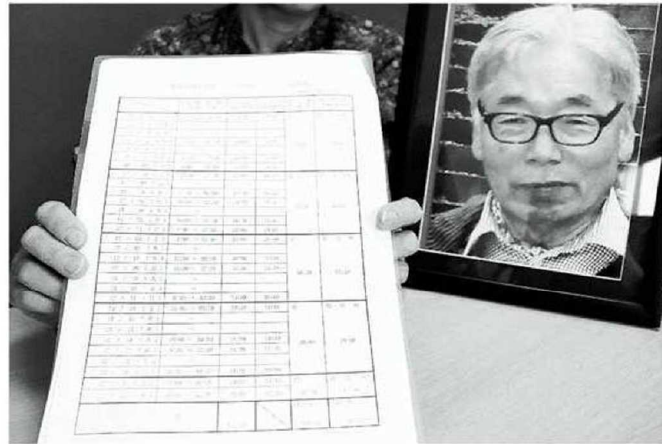


過密勤務 実態知って

「『退院したら、労災申請して会社と戦う』と言っていたのに……。七月、渋谷労働基準監督署に、亡くなった夫『当時(心)』の労災認定を申請したさいたま市の女性は、唇をかんだ。東京都内の私立高校で警備員をしていた夫に異変が起きたのは、二月の夜勤中。急性心筋梗塞で倒れて搬送され、四月に他界した。多い月だと、残業時間は「過労死ライン」とされる八十時間を大幅に超える百三十二時間に達していた。



女性の代理人の弘中章弁護士(東京都)によると、警備会社から取り寄せた資料や同僚の証言などを整理すると、倒れる直前六カ月は、月の残業時間が五十〜百三十時間だった。始業は

警備の夜勤中に倒れて亡くなった夫の遺影。勤務簿を示し、女性は「過労が原因」と訴える=さいたま市内で

平日は基本、午後四時で、土日祝日や長期休業中は午前八時半や午後一時。いずれも夜勤をして翌朝八時半に勤務を終えていた。会社側が保管していた出勤簿には、午前八時半に勤務を終え、休みなしに引き続き翌日の二十四時間勤務に入ったと記録されている箇所が複数あった。午前八時半まで勤務したのに、休みとされている日もあった。労働基準法は一日八時間、週四十時間の法定労働時間を超えて働かせる場合、あらかじめ労使間で協定を結び、労働基準監督署に届け出るよう使用者に義務づけている。警備会社では、月四十五時間、年間三百六十時間まで残業を認め、月九十五時間、年間七百三十時間を上限とする特

残業月130時間 3日間帰れぬ日も

別条項を設けていたが、夫の場合、残業が多い月はこの条項も上回っていた。残業代は支払われていたという。弘中弁護士は休日の問題も指摘。同法は、原則「午前零時から二十四時間」の法定休日を週一回与えるよう定めている。だが、倒れる前の一月に夫が取得した法定休日は一日のみ。「十分な休息を確保できておらず、法の趣旨に反する労務管理だった」とする。勤務が特にきつくなったのは昨年九月以降。三人のシフト制だったのが、一人が休職して二人態勢となり、勤務日数が増えた。夫は会社の人に増やすように要望していたが、補充されなかったという。

仕事内容は校門の施錠や解錠、エアコンの管理などで力仕事はあまりなく、午前零時から五時間は仮眠時間とされていた。しかし、午後八時から午前六時の間に四回、校内の巡回があり、週に三日は午前四時から調理実習で使う野菜を受け取る業務もあった。三日連続で帰宅できない日もあり、冷凍した弁当六つを学校に持参していた日もあった。女性は「主人は『学校が工事中で、守衛室はプレハブ造りの部屋で寒い。仮眠もよく眠れない』と言っていた。高齢な主人には過酷な労働環境だった」と訴える。会社側は取材に応じて、「遺族が労災申請をしたことは事実であり、資料を労基署に提出するなど誠実に対応している。審議のため、具体的なコメントは差し控える」としている。昨年二月に兵庫県の内務省が、急激な心不全により死亡した事案では、遺族が但馬労働基準監督署に労災申請し、今年六月に過労死と認定された。男性も長時間労働が原因で、亡くなる三カ月前の残業時間は月平均八十二時間、最も多い月は百時間を超えていた。